

端末補償サービスご利用規約

平成 29 年 7 月 1 日

(本規約の適用)

第 1 条 本規約は、株式会社 QTnet（以下「当社」といいます。）が提供する「端末補償サービス」（以下「本サービス」といいます。）について定めます。

2 当社は、本規約に基づき本サービスをご提供します。

(本規約の変更)

第 2 条 当社は、本規約をお客さまの承諾を得ることなく、変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の説明)

第 3 条

用語	用語の意味
お客さま	本サービスに申込み頂いたお客さまをいいます。
登録機器	弊社とお客さまにて本サービスに関する契約を締結して際に弊社から購入する端末機器をいい、本サービスの補償対象となる機器となります。但し、電池パック等の付属品は本サービスの対象ではありません。
交換機器	本サービスにより、登録機器が故障または破損した場合に、当該対象機器の代替品として弊社が提供する端末機器。
リフレッシュ品	交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの。
自然故障	登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、登録機器に生じた電氣的・機械的故障で且つメーカーの補償規約にて補償の対象となる故障をいいます。
物損	破損、破裂、異常電圧、水濡れ、その他急激な外因による偶発の事故により登録機器に生じた損害をいいます。
本サービス	登録機器に補償期間中に本規約所定の自然故障及び物損が発生した場合、本規約に基づき、弊社が修理及び修復作業に代えて交換機器との交換を実施することをいいます。
メーカー保証	製造メーカーが登録機器に付与する保証をいいます。

(本サービスのご利用申込み)

第 4 条 本サービスの利用をご希望される方は、本規約の内容を承諾し、当社所定の手続きを経たうえで、当社にお申込みいただくものとします。

(お申込みの受付・取消)

第 5 条 当社は、お客さまからのお申込みに基づいて、受付を行います。

2 お客さまが次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、お申込みを受け付けかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) お客さまが実在しないとき又はそのおそれがあるとき

(2) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき

(3) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

- 3 受付を行った後であっても、お客さまが前項のいずれかに該当することが判明した場合には、当社は、その受付を取消させていただくことがあります。

(補償内容)

第6条 本サービスは提携会社であるヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社（以下、「YMM」といいます。）からサービスの提供を受け運用いたします。

- 2 補償対象機器については、弊社が販売する機器に限定します。指定以外の機器については本サービスの対象となりません。
- 3 補償期間については、お客さまが弊社から購入した対象機器を受領した日の属する月を起算月とする最長36か月間（期間中の将来に向かった無条件解約あり。契約更新はできません。）。
- 4 期間内に当該対象製品に第3条で定義した「自然故障」もしくは「物損」が生じた場合において、有償での交換機器の提供を行います。
- 5 料金については、月額380円（税抜）
- 6 交換機器代：1回目…5,000円（税抜）、2回目…10,000円（税抜）、3回目以降…端末実費、違約金…端末実費
※端末実費については【別表】を参照。

(お申込みの解約)

第7条 お客さまがお申込みを解約する場合、必要事項を当社にお電話にてご連絡いただき、その連絡をもって解約とします。

(交換機器の提供)

第8条 補償期間中に登録機器に、本サービスの対象となる故障及び損害が生じた場合は、「BBIQ スマホ端末補償事務局」に連絡頂き、オペレーターの指示に従って修理をご依頼下さい。補償期間中、交換機器との交換を行います。交換に関しては、ヤマト運輸株式会社の宅急便にて交換機器をお届けいたします。

- 2 修理品のプログラムやデータはバックアップを行って頂き、記録媒体、SIMカード、純正でない部品及び付加物は、事前に登録機器から取り外して下さい。
- 3 交換機器は代金引換にてヤマト運輸株式会社のセールスドライバーがお届けいたします。
尚、故障端末については、交換機のお届け時に同梱されている着払伝票を梱包箱に貼付頂き、セールスドライバーへ発送をご依頼下さい。
指定した着払伝票以外を利用する場合には、送料はお客さま負担となりますのでご注意ください。
故障端末を万が一交換機器のお届けから10日以内にご返却いただけない場合には、違約金（端末実費）をご請求させていただきます。

- 4 交換機器の交換にかかる宅急便の往復の送料は本サービスに含まれます。
※本サービスの対象外となる故障及び損害にて、交換機器の交換をご依頼された場合には、交換機器の交換にかかる費用の実費をご請求させていただきます。
- 5 本条に基づく交換機器の提供により、修理依頼された登録機器の所有権は、当該交換機器の提供と引き換えにYMMに移転するものとし、YMMは、事後、かかる登録機器をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することが出来るものとします。※交換機器が万が一動作しなかった場合には、お手数ですが、お届け日より1週間以内に「QT モバイル端末補償事務局」に再度ご連絡下さい。交換機器を

無償交換にてお届けし、故障品を回収させていただきます（1週間経過後に動作不良に関するお問い合わせを頂いた場合については、保証が失効している場合での無償による交換対応は出来ませんのでご注意ください）。
ここでの、弊社より提供した交換機器の初期不良にかかる送料等の費用は弊社にて負担いたします。

- 6 本サービスにより弊社がお客さまに提供する交換機器は、原則として対象機器と同一機種および同一色のものとします。ただし、対象機器と同一機種または同一色の機器が製造中止等の理由により調達困難な場合、対象機器と同等かそれ以上の機能を有すると弊社が判断する機種または色の交換機とします。
- 7 交換機器に搭載されるオペレーティングシステムのバージョンは、事故等発生時に当該対象機器に搭載されていたオペレーティングシステムのバージョンと異なる場合があります。
- 8 交換機器には、新品とリフレッシュ品があります。弊社は、交換機器の提供の際、任意にいずれを提供するかを選択できるものとし、お客さまはこれに対し異議をのべないものとします。
- 9 補償期間外（解約後、契約満了後）にご連絡をいただいた場合は、本サービスのサービスを受けられませんのでご注意ください。

（データについて）

第9条 本サービスに基づく交換機器の提供に関して、バックアップをお客さまにおいて実施の上、修理をご依頼下さい。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、お客さまにおいてお客さま固有のデータまたはプログラムを削除した上でお預け下さい。

- 2 本サービスに基づく交換機器の提供により、回収させて頂いた登録機器のお客さまの固有のデータやプログラムは、消去されます。弊社は登録機器に格納されたお客さま固有のデータまたはプログラムに対する補償は一切責任を負いません。
- 3 お客さまがお客さま固有のデータまたはプログラムを削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、弊社は責任を負いかねます。

（失効）

第10条 次の場合、本サービスに基づく補償は失効するものとします。

- (1) 補償期間が終了したとき。
- (2) 補償契約の解約を申し入れたとき。
- (3) 補償期間終了前に第三者に対し登録機器を贈与、または譲渡されたとき。

（初期不良の取り扱い）

第11条 初期不良等の理由により、登録機器に対する交換品（新品）がメーカーまたは販売店から提供された場合は、「QT モバイル端末補償事務局」までご連絡下さい。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。本通知が弊社へ行われなかった場合、補償を受けられなくなることがありますのでご注意ください。また、本条での交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

（補償対象外等）

第12条 次に挙げる費用は、本サービスの対象となりません。加入者さまのご負担となります。

- (1) 登録機器の修理において、お客さまよりご指摘頂いた故障、損害等の現象が再現しない場合。また、現象が再現しない場合の予防修理費用。
- (2) 交換機器への交換にかかる費用以外の費用。
- (3) 登録機器購入後以降に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、またはこれらの付加物に起因する故障、損害にかかる費用。

(4)本サービス規約の第12条（補償対象外の費用等）、第13条（補償の対象とならない場合）に該当する場合に発生する費用。

(5)本サービスの修理受付時に、必要がないものをお送り頂いた際の返却費用。または必要な物をお送り頂けなかった際の追加の送料。

※本サービスの対象外となる故障及び損害にて、交換機器の交換をご依頼された場合には、交換機器の交換にかかる費用の実費をご請求させていただきます。

※交換機器を受領後、10日を経過しても故障した製品が弊社に届かない場合には、登録機器の新品購入代金をご請求させていただきます。

（補償の対象とならない場合）

第13条 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本サービスの対象外とします。

(1)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による登録機器に生じた故障または損害。

(2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波またガス害・塩害・公害による登録機器に生じた損害。

(3)登録機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。またはねずみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障または損害。

(4)登録機器のオプション製品・バッテリー・ACアダプタ・アクセサリ等、購入後追加された部品（SDカード類、SIMカード類、保護シート）の故障または損害。

(5)登録機器に格納されたソフトウェアのバグ、コンピューターウイルス等による故障または損害、また(4)で記載する製品または部品のインストール・設定等のユースウェア障害または不正なインストールや設定による故障または損害、対象製品の清掃料金。

(6)登録機器の表示装置パネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等）。

(7)お客さまの登録機器の不適正な使用または不適切な維持・管理による故障または損害。

(8)核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による登録機器に生じた故障または損害。

(9)地盤変動または地盤沈下を原因とする事故または損害。

(10)登録機器の故障または損傷に起因して他の接続機器（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは損傷等の損害。

(11)登録機器の使用上支障のない外観のキズ、症状の出ない不良等。

(12)登録機器の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び機械及びソフトウェアの改造（ジェイルブレイク等含む）。

(13)登録機器の機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様及び日本国外で生じた損害または日本国内で修理不可能な故障及び損害。

(14)登録機器の差し押さえ、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。

(15)登録機器の盗難、紛失、詐欺または横領による損害。

(16)お客さまの故意・重過失により生じた損害。

(17)お客さまが申告した故障症状が、弊社にて補償の対象と判断できない、または再現できない場合。

(18)メーカーの倒産、事業撤退等によりメーカーがその責任により本製品の修理が行えない場合（事業継承等が発生し、メーカーと同水準・同条件にて修理可能な第三者がいる場合は除く）。

- (19)本サービス以外の補償契約、または保険契約を用いて修理または補償が可能な故障及び損傷の場合。
- (20)弊社以外の業者または弊社の指定した方法以外の方法を用いて修理を行った場合。
- (21)補償期間が終了した後（本サービスの失効を含む）に故障の報告または修理の請求がなされた場合。
- (22)メーカーが登録機器のリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。また、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
- (23)登録機器の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
- (24)登録機器の故障または損傷に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）。
- (25)お客さま本人以外からの申告の場合（但し、やむを得ない事情により家族・または正式な代理人からの申請手続きであり、それが証明された場合を除く）。

(支払に関する条件等)

第14条 料金等の支払方法その他支払に関する条件は、この特約に定めるものをのぞき、「QT モバイル Dタイプサービス契約約款」および「QT モバイル Aタイプサービス契約約款」（以下 QT モバイルサービス契約約款という。）に定めるところによります。

(契約の解除)

第15条 直接・間接に関わらず、次に挙げる事由によって生じた登録機器の損害については本サービスの対象外とします。

- (1)弊社は、お客さまが本サービス規約、QT モバイルサービス契約約款の解除事由に該当した場合当該規定に基づき本サービス契約を解除することができます。
- (2)前項解除権の行使は、弊社から当該お客さまに対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- (3)本条第1項により本サービス契約が解除された場合、お客さまは、当該時点で弊社に対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本サービス利用規約、QT モバイルサービス契約約款に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金で一括し当社へ支払わなければなりません。

(お客さまによる本サービス契約の解除)

第16条 お客さまが本サービス契約を解除しようとするときは、弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知します。この場合、お客さまから弊社に対してかかる通知があった日をもって、本サービス契約は解除となります。但し、申告のあった当月における月額費用の返金はいりません。

(秘密保持)

第17条 お客さま及び弊社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたもの（以下「秘密情報」といいます）については、本サービスの提供期間中のみならずその終了後も第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

2 上記にかかわらず、次の各号に該当する情報については、秘密情報として扱わないものとします。

- (1)一般に入手出来る情報。
- (2)知得時に既に保有していた情報。
- (3)第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
- (4)相手方の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報。

3 弊社は、本サービス書に記載されたお客さまの情報を本条に定める秘密情報として扱い、本サービスの提供及びその向上に利用する目的以外には使用いたしません。

(個人情報)

第18条 弊社は、お客さまの個人情報を適切に保護し、本サービスの提供及び本サービスの提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。

2 弊社は、次の各号に該当するときを除きお客さまの個人情報を第三者に提供いたしません。

- (1)お客さまの同意がある場合。
- (2)お客さま個人の識別が出来ない統計データ等二次的データとして開示する場合。
- (3)本サービス履行の為の業務委託先に開示する場合。
- (4)法令により開示が求められた場合。

3 弊社は、お客さまからご提供頂いた個人情報を、本サービス履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

(本サービスの提供の中止)

第19条 弊社は次の各号に定める事由のいずれか一つ発生したとき、お客さまに何らの催告を要せず、直ちに本サービスの提供を中止することが出来るものとします。尚、その場合といえども弊社はお支払い頂いた代金を返金いたしません。

- (1)本サービスの条件に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき。
- (2)差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられたとき。
- (3)自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (4)民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てを行ったとき。
- (5)資本の減少、営業の廃止もしくは変更、解散または組織変更の決議をしたとき。
- (6)その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(反社会的勢力との関係遮断)

第20条 契約者、または、ご契約者と同居のご家族様(内縁関係者を含む)が、暴力団、暴力団関係団体の構成員、その他反社会的勢力と認められる方については、お申込みをお断りいたします。

また、お申込み後、ご契約締結後、ご利用開始後に発覚した場合も契約を解除させていただきます。

(交換部品の所有権)

第21条 本サービスの修理補償に則って交換機器と交換された修理品の所有権は、全てYMMに帰属するものとします。

(本サービスの利用中止)

第22条 お客さまが本サービスのご利用を途中で中止した場合であっても、弊社はお支払い頂いた代金を返金いたしません。

(準拠法)

第23条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第24条 本規約の条項又は本規約に定めていない事項について紛議等が生じた場合、お客さま及び当社の双方誠意を持って協議し、円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

[別表]

1 端末実費料金について

端末料金実費については以下の料金表の定めるとおりとします。

機種名	メーカー	実費(税抜)
Mediapad M1 LTE	ファーウェイジャパン	27,800 円
ZenFone 5	ASUS TeK	29,800 円
Ascend Mate 7	ファーウェイジャパン	45,800 円
Ascend G620S	ファーウェイジャパン	21,800 円
MediaPad X1	ファーウェイジャパン	36,800 円
ARROWS M01	富士通	39,800 円
TORQUE	京セラ	29,800 円
E5377 ルーター	ファーウェイジャパン	17,800 円
ZenFone 2 (2GB)	ASUS TeK	36,800 円
ZenFone 2 (4GB)	ASUS TeK	44,800 円
LUCE	京セラ	33,600 円
Aterm MR03LE	NEC	24,000 円
Aterm MR04LN	NEC	26,800 円
ZenFone 2 Laser 16GB	ASUS TeK	26,800 円
Liquid Z530	Acer	24,800 円
ZTE Blade V6	ZTE	19,800 円
arrowsM02	富士通	32,400 円
ZenPad10	ASUS TeK	33,800 円
ZenFone Zoom	ASUS TeK	59,800 円
Priori3	FREETEL	12,800 円
ZenFone GO	ASUS TeK	21,800 円
HUAWEI Y6	ファーウェイジャパン	15,800 円
ZenFone MAX	ASUS TeK	28,800 円
ZenPad 7.0	ASUS TeK	25,800 円
AXON mini	ZTE	33,800 円
ONETOUCH IDOL 3	ALCATEL	20,800 円
Moto G4 Plus	モトローラー・モビリティ・ジャパン	35,800 円
arrowsM03	富士通	32,800 円
ZenFone3	ASUS TeK	39,800 円
Moto Z Play	モトローラー・モビリティ・ジャパン	53,800 円
IDOL 4	ALCATEL	34,800 円
Aterm MR05LN	NEC	22,000 円
ZenFone3 MAX	ASUS TeK	21,000 円
P9 lite	ファーウェイジャパン	20,800 円
AQUOS SH-M04	SHARP	29,800 円
AQUOS ケータイ SH-N01	SHARP	26,800 円

付則

(実施期日)

本規約は、平成 27 年 3 月 2 日から実施します。

(端末追加)

平成 27 年 5 月 27 日から「ARROWS M01」(富士通)、「TORQUE」(京セラ)、「E5377 ルーター」(ファーウェイジャパン)を追加します。

(端末追加)

平成 27 年 6 月 2 日から「ZenFone 2 (2GB)」(ASUS TeK)、「ZenFone 2 (4GB)」(ASUS TeK)を追加します。

(端末追加)

平成 27 年 8 月 3 日から「LUCIE」(京セラ)「Aterm MR03LE」(NEC)を追加します。

(端末追加)

平成 27 年 10 月 6 日から「Aterm MR04LN」(NEC)、「Zenfone 2 Laser 16GB」(ASUS TeK)を追加します。

(端末追加)

平成 27 年 11 月 24 日から「Liquid Z530」(Acer)、「ZTE Blade V6」(ZTE)、「arrows M02」(富士通)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 2 月 1 日から「ZenPad10」(ASUS TeK)、「Zenfone Zoom」(ASUS TeK)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 4 月 4 日から「Priori3」(FREETEL)、「Zenfone GO」(ASUS TeK)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 5 月 11 日から「HUAWEI Y6」(ファーウェイジャパン)、「Zenfone MAX」(ASUS TeK)、「ZenPad 7.0」(ASUS TeK)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 6 月 2 日から「AXON mini」(ZTE)、「ONETOUCH IDOL 3」(ALCATEL)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 8 月 18 日から「Moto G4 Plus」(モトローラー・モビリティ・ジャパン)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 9 月 15 日から「arrows M03」(富士通)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 10 月 3 日から「ZenFone3」(ASUS TeK)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 11 月 11 日から「Moto Z Play」(モトローラー・モビリティ・ジャパン)を追加します。

(端末追加)

平成 28 年 12 月 9 日から「IDOL 4」(ALCATEL)、「Aterm MR05LN」(NEC)を追加します。

(端末追加)

平成 29 年 2 月 1 日から「ZenFone3 MAX」(ASUS TeK) を追加します。

(端末追加)

平成 29 年 3 月 1 日から「P9 lite」(ファーウェイジャパン)、「AQUOS SH-M04」「AQUOS ケータイ SH-N01」(SHARP) を追加します。

(社名変更)

本規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。